

新旧対照表

《マイナポイント事業に関する特約》

追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後
<p>第2条（定義）</p> <p>(11)「利用者」とは、2021年3月末日までにマイナンバーカードの交付申請を行い、マイナンバーカードの保有者であって、マイキーIDの設定(マイナポイントの予約を行うことでマイキーIDが設定されます)を行った者のうち、一つのキャッシュレス決済サービスを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者または行った者をいいます。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>(11)「利用者」とは、2021年3<u>4</u>月末日までにマイナンバーカードの交付申請を行い、マイナンバーカードの保有者であって、マイキーIDの設定(マイナポイントの予約を行うことでマイキーIDが設定されます)を行った者のうち、一つのキャッシュレス決済サービスを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者または行った者をいいます。</p>